

第五十一回 参議院内閣委員会議録 第二号

昭和四十年十二月二十七日(月曜日)

午後一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事	柴田 栄君
委員	石原幹市郎君 三木與吉郎君 伊藤 順道君 北村 譲君

本日の会議に付した案件

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員派遣承認要求に関する件

事務局側	常任委員会専門 伊藤 清君
------	------------------

○委員長(柴田栄君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上、三案を一括議題といいます。

三案につきましては、去る二十五日提案理由の説明を聴取いたしました。それでは三案の一括質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○伊藤順道君 私は、この法案に関連して、まず人事院総裁、人事院事務給局長、大塚人事院長、大塚人事院職員長、堀田防衛庁人事局長でございます。

それでは御発言を願います。伊藤君。

○伊藤順道君 私は、この法案に関連して、まず人事院総裁一二三お伺いをいたしたいと思います。時間があまりございませんので、問題を要約してお伺いしたいと思いますので、答弁もひとつ要点をお聞かせいただきたいと思います。

本年の人事院勧告にあたって毎勤統計による民間給与の動向を見ると、公務員に最も近いと

言われておる製造業、この関係の面における管理とか事務、労働者においても、八・九%の上昇を示しておるわけです。一方、消費者物価は、御承知のように、約全国都市で九・九%，生計費は全國で七・七%というふうな上昇を示しておるわけです。こういう状況であるにもかかわらず、人事院が行なった官民給与の較差は、本年四月においてわずか五・六%というまことに少ない数字が出ておるわけです。これは一体どういうところからこういう数字が出たのか。このことは人事院の調査方法自体にも問題があろうかと思うわけです。たとえば人事院の行なう民間給与の調査方法について、たとえば対象事業所の規模とか、あるいは官民対応等級の比較、こういうような問題を取り上げても、種々改善すべき問題が多くあろうかと思うのです。このことについては、総裁は、この数字に対し予想外の数字であるという意味の御発言をなさっておるわけですから、まさしくこれは検討を要する問題であったと思うわけです。そこで、このことについてひとつ納得のいくような御説明をまずいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 每勤の調査と私どもの調査と必ずしも結果が一致しないことは、たびたび申し上げて、ここでいまさら繰り返す必要はないと思いますが、いずれにいたしましても、今年の四月調査において五・六%という数字が出た。これは私率直にこの委員会で最初に申し上げたのと申しますが、われながら意外であったというふたかというと、いま御指摘の調査方法とか、それから官民の等級の対応というような点については、別にことし格段の差別をしたつもりはございませんのですから、それにもかわらず、なぜこれが出了かという意味で実は驚いた、これが率直なところであります。ただ、その原因につきましては、これはわれわれがことしの特別の例外と

して一・六という春闇の積み残しをプラスいたしました。そこから逆に御推察いただけますように、ことしはどうも春闇のおくれが非常に頭著であったということを裏からこの五・六が示しておる。したがつて、一・六をプラスするという異例の措置をとつたということに私は尽きると思います。

○伊藤順道君 なお、本年の勧告では、いわゆる積み残し分ということを加味しておるわけです。このことは何といっても一つの前進であるうと思えます。その点については了解するわけですけれども、ただ、問題は、今年の場合は一・六%を加味しておるにすぎないわけですね。ところが、民間のそれはたしか三・一%であったと思うのです。それに比較して過小であるという現実は考えられるわけです。このことについて、これは積み残しは本年の顕著な一つの特徴であるというふうに総裁も言われておるわけですが、このような傾向が続く場合には調査時期そのものをずらす必要があります。このことにも言われておりました。しかし、これは本年の顕著な一つの特徴であるといふだけです。そこで、このことについてひとつ納得のいくような御説明をまずいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 每勤の調査と私どもの調査と必ずしも結果が一致しないことは、たびたび申し上げて、ここでいまさら繰り返す必要はないと思いますが、いずれにいたしましても、今年の四月調査において五・六%という数字が出た。これは私率直にこの委員会で最初に申し上げたのと申しますが、われながら意外であったといふたかといふと、いま御指摘の調査方法とか、それから官民の等級の対応というような点については、別にことし格段の差別をしたつもりはございませんのですから、それにもかわらず、なぜこれが出了かという意味で実は驚いた、これが率直なところであります。ただ、その原因につきましては、これはわれわれがことしの特別の例外と

討しなければいかぬ、しかし、毎年の春闘がおく
れるときまたものでもありませんでしようし、
私どもはあるいは今日もう六月調査に踏み切りま
すという考えは持つております。ただし春闘の
おくれ等とも見合いながら、そのほうも考えてい
かなければなるまいという気持ちを持つてゐるこ
うわけであります。

○伊藤謙道君　総裁の言をかりますと、今回の給与勧告では、中位等級以下の職員に改善の重点を置いたと、こういう御説明であるわけです。こういうことを総裁は強調されておるわけですねけれども、ただ最近の物価とか、あるいは生計費、こういう異常な高騰を示しておるこの状況の中では、最も影響を多く受けるのは、こういう中位等級以下の職員であろうと思うのです。そういうことをあわせ考えると、必ずしも中位等級以下の職員の給与改善に重点が置かれたとはおっしゃいますけれども、実質にあまり潤っていないということが言えると思う。まあ一部を見ますと、若干の等級間の差額を是正したり、あるいは一部在職者の次期昇給期間の三短措置を講じているとか、これはまあ一つの具体的な例ですが、こういう言うなればまことに本格的な改善ではなくして、姑息とも言えるこういう改善でしかない、そういうふうに受け取られるわけですが、やはり從来から給与改善についていは、いわゆる中だるみ是正とかという表現で、中位には重点が置かれてきたわけだけれども現実の問題として中堅職員の改善のためには、まだまだ前向きの積極的な改善対策が必要ではなかろうかと痛感するわけです。この点についての総裁のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

の配分ということになりますのですから、そこには限界がございまして、存分のことはいたしかねる、しかしながら、昨年はたしか官民較差が八・五でございましたけれども、今年七・二の範囲内にどういうやりくりをしたかと申しますと、いま御指摘にありました行口その他ごく下級に關係する方々では一〇%というようなところまで非常に力を入れた改善をしておりますわけでございます。まあせいぜいその辺のところで、われわれの努力をお認めいただきたい、こういうことになると思います。

〔伊藤謹著〕 今回の報告によりますると、全職種のいわゆる総合較差が五・六%ということになつておるわけです。民間より公務員のほうが上回っている俸給表が海事職をはじめとして五つほどあると思うのです。したがつて、官民の給与の較差は表面上是正されても、民間より低い職種の公務員の給与は、民間給与よりも低目に押さえられておる、こういう結果にならうと思います。これはまことに不合理であり、不合理だとすると公平の原則にも反すると思うのです。この点はどのように考えておるのか。

○政府委員(佐藤達夫君) いまさらここで原則論を申し上げてもなんでござりますけれども、大体給与決定について民間とにらみ合わせてまいりますのは、大体の較差の面において、これを全体としてにらみ合わしてまいりました。一方の柱として今度は公務員内部のいろいろなバランスというものを考えなければならないわけであります。これは最近イギリスあたりでもそういうことを非常に強調しておる。これは各國通じての給与の根本の問題であるうと思います。そういうたてまえから官民較差の大きなワクをきめまして、今度はその中の配分の問題になりますと、御指摘のところにいいものも出てくる。たとえばいま御指摘の海運関係あるいは看護婦さんとかいうようなところは、また学校の先生などは多少よくなつておる。同時に今度はお医者さんははずうっと低くなつて、まことに申しわけないとというような場

面も出てまいります。これはまたこれとして、われわれ内部の秩序の問題として勘案した結果さようなことになりますので、そのワク内でできるだけ合理的な配分をいたしたい、これに尽きるわけでございます。

○伊藤謹道君 次にお伺いいたしたいのは、特に東京などの大都市ですね。大都市における生計費は、本年の場合は一二・五ですか、全国の場合は七・七であったと思うのですが、そういうふうに一般の較差が大きいわけですね。そういうふうな全国の平均をはるかに上回つておる。非常に高い。やはり人事院としては、給与法の第二条ですかにある、第二条を見ますすると、地域差に対応する給与に関するいわゆる適当と認める措置を勧告すべきである。勧告する権限を持つておるわけですね、人事院は。また、全国各地における生計費等の調査研究を行なうことにもなつておるわけであります。こういうことをあわせ考えて、人事院は從来どのような調査研究を行なつてきておるのかといふことと、この地域差に対する給与についてはどうのようなお考えを持っておるのかということ、それからさらには暫定手当の整理という問題とこの地域差をどういうふうに扱つていこうとするのか、これららの問題について一括ひとつお答えいただきたい。

○伊藤謹道君 次にお伺いいたしますが、ことし通勤手当について若干増額は見られたようですが、そこで總裁のおとばをかりますと、職員の通勤圈の実態から見て、交通機関を利用するものの大部分はカバーされるであろう、こういうことが言われておるわけです。ところが、来年一月からは私鉄が、来年二月からは国鉄の運賃が値上げされるであろう、ということが予想されるわけです。もう内定しておるわけです。ところが、いま總裁の言われたことばをそのまま承しても、その後来年一月の私鉄、二月の国鉄運賃が値上げになつたら一体大部分をカバーすることになるのかどうか。せつからく現時点に立つてはあるいはカバーになるやもしれませんけれども、そういうふうに、私鉄・國鉄運賃等がどんどんね上がりついけば、たちまちこの考え方方はくずれてしまうことになりますが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ことしの通勤手当の改革は、実は私どもとしては相当思い切つた自慢の作であつたわけであります、いかんながらまた向こうのほうがどうも上がりそうなことになつて困つたものだと実は考えておるわけあります。しかしながら、従来の九百円でぱきっと頭を打つておった時代の制度に比べますと、今度はその辺だいぶ緩和された形で、交通費の値上がりが極端なショックの形で及ばないという体制にはこれはなつております。なつてはおりますけれども、しかしいずれにせよ、現段階とはだいぶ事情が変わつてくる可能性もございますので、その点もよく注視いたしまして、また来年の調査の際等にもようく頭に入れて検討したいと考えております。

○伊藤謹道君 そこでいま申し上げた現時点に立てば、確かに改革になるわけですがれども、繰り返し申し上げるように、もう明年早々私鉄、国鉄の運賃は値上げになるというところにあるわけで

○政府委員(佐藤達夫君) これはねらいは二つございまして、先ほどの手当関係とも同じでござりますが、計算上の便宜と申しましようか、事務の簡素化ということが一つと、それから期末関係では、やっぱり早目にもらうようになつたといふのは、やつぱりねらいからこういうふうになつております。
○伊藤県道君 なほ関連があるので、この場でお答えいただきたいわけですが、要望申し上げておきたいと思うのですが、前にもお伺いしたことがありますのでけれども、期末手当と勤勉手当は成績率は、ほとんど問題にしていない。実際官庁では期間率に従つて支給しております。そういう点を考えても、またこの実情は、勤勉手当も期末手当もやはり期間率を基準にやつている。勤勉手当は成績率は、ほとんど問題にしていない。実際官庁では期間率に従つて支給しております。そういう点を考えても、また給与の簡素化、整理ということを公務員制度調査会でしたか、かつて答申したことがあるわけですか。この給与の簡素化、合理化、こういう観点からも期末手当と勤勉手当をわざわざ区分する必要はない現時点ではなかろうと思う。そこでイエスかノーかということをここでお答えいただかなくともよろしいので、そのことについて検討されることについて総裁のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○伊藤龍道君 それでは次に、給与担当の総務長官にお伺いしますが、時間がありませんので、要点について二、三お伺いしたいと思いますので、御答弁によつては簡単に、きらんに簡単に済むわけですが、まずお伺いしたいのは、公務員のいわゆる労働基本権を引き揚げたその代償として人事院制度を設けて給与に関する限り、この公務員の利益機関、利益権の手段としたということ、これ自体は政府自身がつくられたわけです。したがつて、そういう経緯から見て、政府は、この人事院の勧告に対しては当然完全に尊重しなければならぬ。しかし、政府のどなたに伺つても、人事院の勧告は尊重するのかどうかと言えば、必ず異口同音に、尊重する。しかし、三十五年人事院が実施の時期を明確にした、五月一日と。しかし、していくれば、五月一日でも不満であつて、四月に民間との較差がすでにあつたと人事院も調査しておるわけですから、四月一日にさかのぼるのが筋の通つた論理ではありますけれども、しかし、いまはそのことは一応さておいて、まあ、いま人事院は五月一日ということでござりますから、これは從つて、当然、完全尊重ということになれば、内容はもとより、その実施時期も内容ですから、内容の実施時期をおくらしてしまつたら、これは値引されることになるわけですね。したがつて、一〇〇%のものが切り下げられると八割、七割、六割、五割というふうになつてしまふわけですね。したがつて、内容も低下していくわけですね。これも少しも尊重しないということになる、結論は。したがつて、今までの三十五年以降昨年まで、五回。本年もそういう方向で、いまこの法案ができるわけですけれども、こういうことで毎年財政上の理由で、同じ理由でこういうことが実現されていない。きわめて不満のわけです。この点は、一体どういうふうに、人事院の勧告に對

して政府としては基本的にはどういうかまえでおるのか、疑わざるを得ないわけです。なるべくお近くにおそくとそういうふうにしか考えられないわけですね。この点をはっきりとひとつ、基本的な態度は邢辺にあるのか、伺つておきたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) たびたび、政府は勧告を尊重しないじゃないかというおしゃかりを受けておりますし、一面、そういうおしゃかりを受けておむを得ないという結論になつてまことに申しあげます。しかし、もう人事院の勧告に関する限り、でき得る限り、内容、期日ともに、これは完全実施をいたしたいという気持ちは非常に強いものを持つておることは間違いないわけでござります。ただ、いろいろな財源上の関係から、なかなか思うようにいかない。昭和三十四年までは、御承知のとおり、期日が大体において明示してなかつた。そのためかどうかは別にいたしまして、大体実施時期は一目度九月に遡及をいたしました。ことは、また、どうあるべきかということで、われわれ全面尊重するというたてまえで検討はしたのでござりますが、何ぶんいつも申し上げるとおり、年度半ばであるのものでございますから、ことに、ことしはこぎくいう財政の非常時といいますか、非常な、ここ終戦後初めてといったような、窮屈な状況である。そこで、いろいろと議論が出ておりましたが、あ最後は総理の裁決によりまして、去年どおり九月実施ということに踏み切れたわけでありまして、そういう意味の実質的な努力で申しますならば、私は例年並みに言うなら、五月一日に実施しましたとのと同じような努力をさせていただいたと、まあ内心は思つております。しかし、形はそういうふうに出ておらぬのでありますから、それで大いばかりするつもりは毛頭ありませんが……。

そこで問題は、結局なぜそういうことになるかと言ひますと、御承知のとおりに、当該年度の

途中で、まあ地方、國を合わして千億に近い財源措置をしなければならないという大問題が出てくるわけで、なかなか財政、その他の都合で思うようにいかない。そこで、この尊重の趣旨をどうしても実現するためには、勧告の時期を変えるとか、あるいはあらかじめ予算を見込んでおくとか、いろいろ方法があろうと思うのです。この当委員会におきましても、昨年度に一致の決議をいただいております。そういう趣旨から、人事院あるいは大蔵その他の関係当局とも種々相談をいたして、何かいい方法は見つかるまいかという検討は、今日まで続けてきておるわけであります。ただ、見積もり予算ということになりますと、ものはなかなかやっかいにして、何を基準に見積もるのか、御承知のように四%あまりの定期昇給といふものを別に予算には見込んである。そういうふたようなものと合わせて相当膨大なものと予備費のような形で見積もるということは、これはいまの財政法上なかなか許されないような事情にもある。では何か見込みで、一定の昇給額としても、ある程度固定したものを見込めばいいじゃないか、こういう議論になりますと、この点はまた、そういうたった給与の基準をきめて勧告するのは、第三者的機関であります人事院でありますので、そういうものを政府が一体、法律できめてよろしいかどうかという問題もありまして、なかなかこれが結論に達し得ない状況で、苦慮いたしております。しかし、たびたびの仰せでござりますし、決議も国会であるわけであります。それだけにこの際、できるだけひとつ思い切った何かの方法を見つけたいといういま努力を重ね、具体案というようなものにまではなりませんが、そういう方向で鋭意いま検討中でございます。

す、確かに。その年でも財源措置ができないから、財政上の理由で完全実施していない、こういう点をあわせ考へると、まことにおかしいのです。確かにこの五ヵ年間において、財政が比較的余裕のあった年はあったのです。ことしそそ完全実施するであろうと期待したこの期待は、みどりに裏切られてしまったのです。それからいろいろな方法を検討しておるのだとおっしゃいますけれども、五ヵ年間も同じことを繰り返し繰り返し反復行なつておるということは、受けるほうから言うと、全く誠意がない。人事院の勧告どおり完全実施しようとする一片の誠意もないのじやないかと疑わざるを得ない。しかも、同じ財政上の理由で同じことが繰り返されておるということであれば、また、本年の場合も、もうことしの財政状況はきわめて困難だということは、ことしになつてわかつたわけではない。前の展望から、もう当然政府はそういうことはわかつておるであろうから、事前に手を打つてしかるべきだ。補正予算で非常に苦しければ、当初予算に組むことも一つの方法だと思うのです、そういうことを想定して。それで、民間との給与の較差が5%以下の場合は、人事院は報告だけで勧告しないのですから、その金は別途たな上げてもいいわけです。そのためには、マイナスになることはない。また、現在の状況では、政府が抜本的に物価抑制政策を講じない限り、物価安定対策を掲げない限り、消費者物価はどんどんね上がつて、生計費がウナギ上りにはね上がっていく。民間の賃金も上がっていく、こういうのが現状であるう思うのです。こういう事態に対しても、当初予算で組んでおけば政府は財源に苦しむ必要はないわけです。これが一番いい方法だとは言えませんが、たとえば、そういう方法があるわけです。ただ、ことし初めて財源上の理由で、財源不足でできなかつたというなら、話もまた別なんですが、五ヵ年同じことを繰り返し繰り返しやつておる。そうしてさつぱり前向きの姿勢になつていらない。翌年は十月から九月、八月、七月とだんだん毎年々々一歩ずつでも

前進すれば話がまだとりようがあるわけですけれども、そのように何ら一步の前進もない。これは誠意の問題だと思う。公務員が何か公務員法に違反すれば直ちに忘れないですぐ厳罰に処してしまふ。政府自体は、たとえばこういう救済制度である人事院の勧告を無視している。だから公務員を処罰する前に、そういう処罰する場合に、政府はますこの人事院の勧告を完全実施して、初めて公務員を処罰する資格が出てくると思う。もう政府としておる、そういう政府こそ、厳罰に処せられてしまかるべきだと、そういう意見も出てくるわけです。まあこういうふうに、同じ理由で同じことを繰り返してなかなか一步の前進もない、こういうことではまことに了解に苦しむわけです。したがって、ひとつ抜本的な方策を講じて、当初予算に組むとか、いろいろ方策はあるうかと思うのですが、同じことを毎年々々繰り返して、しかもそれが解決できないというのは、これは内閣の責任です。もちろん給与担当大臣、当面の責任ですけれども、給与担当大臣一人の問題でないと思う。内閣全体の問題です。これは国家、地方合わせて二百五十万の公務員の、いわゆる全体の奉仕者として十分責任を負わされておるわけです。それが働く意欲がなくなつてしまふでしょう。まあ一方的に義務づけられておって、物価、生計費、これに見合つところの賃金上昇がないということは、これももう政治の貧困からきておるわけです。根本的には、一体その理由は那辺にあるかということと、これは言うまでもなく、旧軍人から自衛官になつた者のみに特にこういう特例措置が設けられた。そうすると、防衛庁の他の文官とかあるいは一般公務員との均衡を失することにならうかと思う。この他との均衡ということになると、なかなかむずかしい問題になつてくると思うのですね。これは一体どういうことなのか、いろいろ詳しいことを聞きたいのですが、何ぶん、時間がありませんので、この一点だけお聞きしておきたい。

○國務大臣(安井謙君) 誠意がないと言われますと申しわけないのでですが、誠意の一端は昨年度も一ヵ月進める、ことしはまあこういうような状況であるにかかわらず、昨年度より後退しないで、まあ勧告の特殊性ではござりますけれども、ほんたのは、すでにこれは以前にも改正が行なわれましたその当時から今日も続いておりますが、結論的には、自衛官というものの身分と職務内容がある意味においては非常に他と違つておるということがその特色といえば特色であります。

もう一つは、自衛隊の発足が陸海空のねのばらばらであった、そのため、ある意味においては規模同じようなものが、航空自衛隊の発足が一番おくれましたために、あるいは海上自衛隊の発足が一番おくれましたために、その任期がおのずから違つておつた、そのことの調整という意味で今回出しました。主としてこれは、今回のものは発足当時の調整であります。基本的には伊藤委員御指摘のとおり、文官との問題、これはございません。これはもうすでに、いままでこれを実施し、この前の国会でもこの問題は議論に出たのであります。今回はその基本的のものよりも発足のたつもりで、今後もいまお話を線に沿つて、ひとつ何とかいい解決の方法を人事院総裁なり、あるいは関係各省とも相談をいたしまして、鋭意進めたいと思っております。

○伊藤謙道君 もう時間がございませんから、最後に防衛庁長官に一点だけお伺いしておきたいと思いますが、今回この法案によりますと、防衛庁職員給与法の改正によって、昭和二十八年八月一日以降自衛官になった者の退職手当の支給について特例を設けておるわけです。特例を設けたのは、一体その理由は那辺にあるかということと、これは言うまでもなく、旧軍人から自衛官になつた者のみに特にこういう特例措置が設けられた。そうすると、防衛庁の他の文官とかあるいは一般公務員との均衡を失することにならうかと思う。この他との均衡ということになると、なかなかむずかしい問題になつてくると思うのですね。これは一体どういうことなのか、いろいろ詳しいことを聞きたいのですが、何ぶん、時間がありませんので、この一点だけお聞きしておきたい。

○國務大臣(松野義三君) 仰せのとおり、そのことにつきましては政府内部でも議論のあるところであります。ただ、今まで、これを実施しましてお尋ねしたいのですが、例年財政上の理由だといふことで人事院の勧告を無視されたと、それは尊重はされたでしょけれども乏しい。完全実施をされないということに対して、わが国の官公部門の労使関係を悪化させたこれが一因になつてゐるのじゃないかと、その点について私は長官にお尋ねしたい。完全実施をされないと、尊重されないということが、労使関係の因果関係が非常に悪

化した一因がそこにあつたのじゃないかと、どうお考えですか。

○國務大臣(安井謙君)　そういう御指摘をされま
すと、少なくとも職員団体と政府との間の意思の
疎通を欠く一つの原因になつておるであらうとい
うことは認めざるを得ないと思ひます。

○鬼木勝利君 それをお認めいただければ私も非常にお尋ねしやすいのですが、そこで、先般橋本官房長官が、将来は完全実施すべきだと自分は思つておるが、現段階では困難であると、もし諸君が半日ストを断行すれば解雇や減俸などの処分を行なうと、こう豪語されたと私は記憶しておる。これは先ほど来伊藤委員もお尋ねになつております

○國務大臣(安井謙君) いまのようすに、法的な取
り扱いをいたしまして、公務員の労働基本権を制約してお
つたが、つまり、公務員の労働基本権を制約してお
つて、そして長官のお話で考えますと、法的根
拠はない、なるほどどうでしょう。しかし、人事院
院存在の本質から考えた場合には、当然公務員の
生活を擁護するところの私は責任があると思う。
そうして一方においては、公務員の労働基本権を
奪つてしまきながら、与えるべきものは与えない、
約束は履行しない。もしストをやれば断固処分す
るぞと、こうした大上段に振りかぶつて権力を行使
使するということに対し、私はますます行使の
関係を悪化していくんじゃないか、こういうふうな
な考え方を持つておられるんですが、長官はどういうふ
うにお考えになりますか。

りきめがあるなしにかかわらず、私どもおこいつは全面尊重しなきやならぬと思つております。たゞまあそういうことと、それから公務員が職務であるいは公務員たる身分にふさわしくない過激な行動をしたという場合は、やはり一応これは別々に考えなきやならない。でありますするから、同じような公務員の活動にしましても、ベースアップを要求するような合法的なデモ、これはまあ衣服服務規律の上からいえば別でございますが、そうでないような形で合法的なデモが行なわれた場合、これを必ずしも政府は規制しておるわけでもないわけであります。しかし、いずれにしましても、問

題は全面実施ができないという点に禍根がある占
は御説のとおりだと思います。

○鬼木勝利君 私はこれをもう少し掘り下げて考
えてみたいと思うんですが、半日ストをやるや
ぬ、それは別といいたしまして、こういう威嚇的な
ことをもつて公務員に臨むということは、私はこ
れはこういう段階で――まだストしていない事前
のことですからね、事前にそういう威嚇的なこと
ばを政府の責任者が公務員に、会談の場合における
そかに発言すべきではない、もう少し慎重に言
べきではないかと、かようにも私は思います。どう
いうふうに……。

スアップだけの問題に限りませんで、日韓問題を中心とした政治的な行動というものの移る危険を非常にありましたし、また、給与の問題であったとしても、現に公務員法で明らかに禁せられておるストという行動へ移る計画をそういう政治活動権限を含んで態度をそれぞれ機関決定して公表しておるという状況において、これを政府が黙つて見過ごすわけにはまいりますまいと思います。そういううな違反行為につきましては、やはりこれは法規に照らして所定の処置をとらざるを得ないから、ぜひまあやめてほしいと、そういう希望を強く打ち出すために官房長官談話としてそういう形のものが出てんだと思います。

わかりますけれども、ぜひそういうことは公務員法に違反であるからやらないでくれと、何とかわれわれも諸君の意思に沿うべく努力をするから、ぜひこの際思いどどまってくれということで、私もあくまで一本で進むべきだと。それが、最後のだんびらを振り上げて威嚇するということは、これは私は今日の政府の責任者としては敵に慎んでもらいたい。まあ、時間がございませんので、またいずれ……。

によってできておるものですが、公務員には国家的公務を遂行するという責任がありますので、別

の給与体系を考へてもいいんじやないかと、そういうふうに思はるといつもこういう愚を繰り返さなくていいんじゃないのかと思ふんですがね。公務員個別の給与体系をつくつたらどうかというような愚見を私は持つておりますが、人事院總裁はこういうことをお考へになつたことがあるか、あるいは全然そういうことは考へていらっしゃらないか、その辺

たんですが、これはもういまおっしゃるとおり、白紙に図をかくがごとく、公務員の給与としてのるべき姿というものをそのまま数字にあらわしておったと思います。しかし、今日におきましては、客観情勢その他がその当時とはだいぶん変わつてゐる。たとえば公務員法あるいは給与法の条文の表におきましても民間給与その他すべての経済情勢その他の客観情勢に適合したものでなければならぬという要請があるわけです。したがいまして、そこからいまのような方式が発展してきたと思ひます。ところで立場を変えまして、御参考知のように、私どもはもう数年来公務員給与の勧告をば頼りにしてきてゐるのです。また、その御支持の

声も相當あるわけであります。一指も触れずにこ
のまま完全に実施していただきたいというために
は、よほど確固たるデータを備え、確固たる根拠
がなければそれは言えることではないわけであ
ります。そのためには、ただいまやつておりますよ
うな、四月現在ではありまするが、六千四百とい
う事業所をとらえて、四十七万人の個人々々の従
業員をつかまえてそうして集めたデータと、わが
公務員関係の給与の水準とを突き合わせて、これ
だけの較差が出ました、ぜひここまで追いつかせ
ていただきたいということが、一番手がたい方法だ
であるわけなんです。その意味において、現在の

方式というものは相当私は意味があると思つてお
りますので、客觀情勢、經濟情勢等がよほど変わ

つてまいりますれば別でござりますけれども、昔の
ような独自の給与をここで考えるというところ
は、まだまだ先ではないか。現にイギリスあたり
でも民間追随主義が露骨になつてまいりまして、
人事院のまねを方々でし始めたという感じさえす
るわけでございます。やはりそれはそれとして、
相当の長所を持つた制度であるということをわれ
われますます自信をつけているような段階に実は
あるわけでございます。

つておりますけれども、人事院で合法的に緻密な計算をされ、そして出されても、政府のほうで、それを先ほど来もお話をあつておりますように、一回もこれを完全実施したことがない。まさにこれまで有名無実でありますので、だからこういうう話をもう一度考えられたらどうかというと、私は申し上げたのであります、時間がありませんので、それでは次に一つお尋ねをしておきます。
給与が改正されるたびごとに変わった体系がつくられていることがあるようでございますが、たとえばこの前の改正で、指定職の甲、乙を設けて、新第三等級をつくられた。結局その下からのぼつてくるのに段階をふやされた。こういう点について、最も民主的であるべき人事院が、あたかも

特権官吏の養成の手伝いをしているというような感がないでもないのです。そういう点はどうしても根拠か、人事院总裁の御所見を承りたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 特権官僚を育てるような趣旨はもう全然わかれわれは持つておりませんのだが、たとえばことしの勅告をごらんになれば、上層下厚というような、まあキャッチフレーズになりますかどうか知りませんけれども、そういうような態度で臨んでいることからもおわかりいただけますと存じます。ただこの指定職の俸給表は、これと、職務と責任の度合に応じて俸給を盛りつけ

るということになつております。ところが、しかるべきを盛りつけるということになりますといふので、むしろ生活的色彩のほうが多いものでございますから、それはできませんけれども、しかし、たとえば事務次官であるとか、そういうような指定職に上がつてゐるような官職をとらえますと、大体職務と責任といふものとの官職の名前などがはつきり結びついて、そこに取り上げ得る下地を持つてゐるというようなことから、ここに別の俸給表として、これらの人々の俸給はもうくまづけにしてしまう、何年その地位をおつてもそれが以上上がりませんし、その他の手当関係でも、これは管理職手当などはその人々には支給しないというような形のものをとらえたものでございます。特權云々の觀念とは全然違うものだと私どもは考えております。新三等級のほうも、従来四等級といふものは非常にラフな形であつたと申しますより、つくったときはそれでよかつたのであります。近ごろは行政の組織が非常に分化してまいりましたので、今まで四等級にぶち込まれていた者をやはり仕分けをする必要が出てまいりましたので、その意味で今までの四等級を完全に二つに割つたというだけのことでありまして、要するに特權的な扱いをするというようなつもりは全然ありません。

○鬼木勝利君 もう一度そこのところを確かめておきたいと思いますが、そうしますと、下から上がる段階が一つふえたということで下のほうにしわ寄せをされるということはないわけですね。

○政府委員(瀧本忠男君) そういうことはございません。

○鬼木勝利君 その理由は。

○政府委員(瀧本忠男君) それは四等級以下の俸給につきましてこの金額を減らすというようなことは全然ないものでございます。むしろ四等級、五等級、六等級、これはその辺の改善には十分力を尽くしておるのでござります。そうして現在四等級、すでに去年の話になりますけれども、四等級の責任の幅が非常に広い。当時の三等級、現在の二等級でございますが、これと四等級の間の給与の格差が非常にひどいということに着目いたしまして、四等級の職務の幅が広いものでありますから、その中の責任の高いものを三等級にする、こういうことにいたした次第でござります。

○鬼木勝利君 これはまたあとで聞きましたよう、ゆっくり。

○伊藤委員 その次に通勤手当ですが、これは先ほど伊藤委員からもお尋ねがあつたようでしたが、通勤手当を従来九百円でしたか、それを千百円にして、それをこえる部分の二分の一を国が負担する。ところが、二分の一が五百円を超えた場合には五百円でとめる。それはどういうわけでそんなことをやるのですか。これはえらいこまかいことをやったものだが、これは手数がたいへんだと思うが、一々定期券調べたり、手数もたいへんだと思うが、非常に複雑化複雑化するように、人事院は複

○政府委員(森本忠男君) 従来は九百円で打ち切りでござります。この九百円で打ち切りの場合には、その全額負担、九百円の範囲内で全額負担されます職員は、通勤手当を受けております職員の三割五分前後でございます。そこで、実は全額負担していただける職員の範囲というのは従来は非常に少なかった、こういうことでございます。そこで今は、現在、現実に通勤し得る距離といふものがどれくらいだろうか、あるいは時間といふものはどれくらいであるかということも調べまして、おおむね一時間か一時間半くらい、距離にいたしますと、まあ国鉄と私鉄と違つてしまりますが、ほどどれくらいの範囲通勤しております者に全体に通勤手当が均てんいたしまする様にいたしましたわけでござります。そこで、もし九百円を一千円まで上げるということは従来方式でやつたのでござりますけれども、その上はやはりまたそれは多少手がけんをいたしまして、全額負担のものは二千円前後でござりまするが、その二千円前後になりますところを半分ずつ負担しよう、こういうことでござります。

○鬼木勝利君 半分ずつ負担しようということはわかっている。だけれども、半分を負担しないで五百円を超したらあとは払わない、何を言っておられるのだ、あなた。半分ならわかりますよ。

○政府委員(佐藤達夫君) これは民間の場合をわれわれいつも勘案しているのでございますが、民間を見ますと、たとえば従来の九百円のように完全に頭打ちの制度をとっているところと、それから全額出している、金は全部払っている、こういうこれは二つあります。半々くらいになっておりまますから私どもはそれを折衷いたしまして、由聞的な形を取つて、そこに多少ゆとりのある制度をここに設けた。こういう事務上の手続の面は私どもも心配いたしまして、さらに複雑になるのではないかということを心配いたしましたけれども、これはだいじょうぶということでお心いたしましておられますか。

て踏み切ったわけでござります。
○**鬼木勝利君** まことに聞きたいのだけれども
……いや、ほんとうにかえって給与の低い人は
どういところから高い定期代を払って、しかもラ
ッシュにもまれながら苦労して通勤している。高
級官吏になると、多額の給与を取つて、あまつき
え役所の自動車を使つて通つてゐる。それを半額
を国庫負担するといって、しかも五百円以上は打
ち切つてしまふ、こういう制度は私はよくないと思
う。民間においては昼食を出したり、通勤手当
全額出しています。そういうところは、少し私は
人事院のお考へは妥当じゃないと私は思う。その
人事院総裁。
○**政府委員(佐藤達夫君)** これはおことはではござ
いませんけれども、今まで九百円の頭打ちだっ
た、現在の制度ですけれども、それに比べますと、
これはたいへんな思い切つた改善だということ
で、先ほども伊藤委員に申し上げましたように、
内心は自慢であったわけです。ところが、国鉄も
今度上がるといううわさがあつて困りました……
。

八

○鬼木勝利君 看護婦の夜間勤務手当について
は、これは別途考慮するというような発表があつ
てはいるようでしたが、その点ひとつ人事院、それ
でどういうふうになつておりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 看護婦の点は、これはまあ看護婦さん方の非常な過酷な勤務状態といふものに照らしまして、従来の二五%の上にさらに深夜勤務一回についてさらに百円をプラスしよう

遠い、私どもから見てきわめて不満の多いこの人事院の勧告をすら、政府は完全実施いたそうとはしていない、本法案にも、そういう前提に立つての法案の内容が盛られておるわけなんです。こういうことで、私どもとしては、断固反対せざるを得ないわけであります。以下二つの点から、本法案の反対の理由を明らかにいたしたいと存じます。

第一の点は、今回の改定率は、あまりにも低きに失するということあります。昨年四月から本年四月における民間給与の動向を見て、これと比較しても明らかであります。民間のそれは、毎月勤労統計——これは、労働省が出しておる。この資料によりましても、約八・七%上昇して、金額においては約三千円の上昇を示しておるわけです。そして付して、人事完の勧告によりますと、

○委員長(柴田栄君) それでは、三秦につきまし
て、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませ
んか。

が、防衛庁長官もお見えになつてゐるんだが、防
衛問題をお聞きしたいんですねけれども、これはま
た、松野大臣にゆつくりとお尋ねいたします。そ
のときに譲りますから、せつかくおいでいただきま
したが、まだありますけれども、これで私の質
問は打ち切ります。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより三案を一括、討論に入ります。御意見のある方は、議名を明づかにしてお述べ

○伊藤謙道君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本給与三法案に対し反対の討論をいたしました。御意見の方には、貴名を用ひかねてお邊へを願います。

たいと存じます。
大体、公務員からスト権あるいは団交権を剥奪した代償として、公務員の利益を擁護するといふ、そういう手段として人事院が設けられたわけなんです。その人事院の毎回の勧告の内容を見ましても、なかなかかもって、公務員の生活を擁護するのにはほど遠いものであるわけです。このほど

遠い、私どもから見てきわめて不満の多いこの人
事院の勧告をすら、政府は完全実施いたそうとは
していない、本法案にも、そういう前提に立つて
の法案の内容が盛られておるわけなんです。こう
いうことで、私どもとしては、断固反対せざるを
得ないわけあります。以下二つの点から、本法
案の反対の理由を明らかにいたしたいと存じま
す。

第一の点は、今回の改定率は、あまりにも低き
に失するということであります。昨年四月から本
年四月における民間給与の動向を見て、これと比
較しても明らかであります。民間のそれは、毎月
勤労統計——これは、労働省が出しておる。この
資料によりましても、約八・七%上昇して、金額
においては約三千円の上昇を示しておるわけで
す。それに対して、人事院の勧告によりますと、
ようやく五・六%にすぎないわけで、相当の較差
があるわけです。なお人事院がいわゆる積み残
し分を加味したことに対する、これは一つの前
進であると私どもも認めておるわけです。しかし
ながら、その内容においては、人事院は一・六、
公務員の場合三・一というふうにして、この間
にも相当の開きがあることを確認せざるを得ない
わけです。加うるに消費物価の高騰あるいは生
計費の上昇、こういうことをにらみ合わせ考慮た
場合、現在のこの法案に盛られておる上昇の率で
は、とうてい公務員の生活は保障はできない、こ
ういう観点からこれを第一の理由とせざるを得な
いわけです。

反対の第二の理由は、実施時期についてであり
ます。人事院は、三十五年以前では、できるだけ
早く、できるだけすみやかに、といふ表現で勧告
をしてきたわけですが、三十五年、ようやくこの
ことが、われわれの要求がかなって、三十五年以
降、実施の時期を五月一日として明確に勧告をす
るようになつたことは、これも一つの大まな前述
であったと思うわけです。しかしながら、しきい
に見れば、官民の較差がすでに四月にかくかくの
差があつたと人事院自体が調査し確認しておるわ

けですから、筋を通すならば、四月一日にさかのばつて完全に実施する責任が、政府に当然にあるわけです。しかしながら、この問題はしばらくおくとして、この人事院の実施の時期、五月一日にさかのばつて完全に実施する責任が、政府に当然あるわけです。人事院を、先ほど申し上げたような意味合いから、設けたのは政府主体であるわけです。そういうふうな観点からも、政府は当然、この五月一日完全実施を期さなければならぬわけです。そういうことを五回も繰り返してきたので、昨年、衆参内閣委員会においては、これを遺憾として各党共同提案になるいわゆる附帯決議が付されておるわけです。こういう点からも、政府は当然に、人事院が何ゆえに設けられたか、そうして、政府は、この趣旨からいって人事院のいわゆる成立の趣旨を踏まえて考へるならば、人事院の勧告どおり完全にこれを実施してしかるべきである。しかるに、今回のこの法案には、三十五年以降、依然として前進が見られない。こういうことできわめて遺憾の意を表さざるを得ないわけです。こういうことでは、消費者物価あるいは生計費の急騰しておる現情勢において、公務員の生活はますます困窮に追い詰められるであろうことを憂慮するわけであります。

そこで、政府に対して五月一日完全実施ということを深く反省を求めて、私の社会党を代表しての反対討論いたしました。

次に、質疑の中心となつておりまする人事院勧告の実施時期につきましては、実施時期が勧告よりもずれていることは、私も非常に遺憾に存じております。しかしながら、政府においても、会計年度の中途において必要な財源措置を講じなければならぬこと、しかも、租税及び印紙収入の不足を補うため、二千六百億円近い公債を発行しなければならないような極度の財源難のもとにおいて、昨年同様の九月実施に踏み切ったことは、政府として最善の努力を払つたものと思うのであります。しかしながら、今後においては、人事院勧告が実施時期についても尊重されるよう、勧告の時期、財政上の措置等について、引き続いて一段の検討をお願いし、その成果に期待したいと思うのであります。

次に、最近の傾向として、優秀な学卒者が民間の大企業を志望して、公務員になるのを敬遠するようになり、公務員の質が低下しつつあるといわれておりますが、これはゆゆしい問題でありまするので、公務員の待遇改善について、人事院において抜本的な検討を加えるとともに、政府においても、さきの臨時行政調査会の答申について緊急に検討し、行政運営の簡素能率化と人員の適正配置について、すみやかに成果を得られるよう、特に強く要望するものであります。

以上、賛成の理由と要望を申し述べて、私の賛成討論を終わります。

て、たたいま議題となつておりまする一般職の職員の給与並びに他の二法案に対しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでござります。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていません。私は今回とられました政府の態度に対し、公明党を代表いたしましたして断固としてこれに反対をするものであります。政府は、当然この人事院の勧告を尊重して、完全実施すべき責任があると思うものであります。

ます。しかも、政府は人事院の勧告をいまだ一度も完全に実施したことがない、まことに遺憾でございます。

なお、改定の内容にいたしましても、具体的に申し上げることは省略いたしますが、私ども不満でございます。

政府自体の経済政策の失敗によりまして、現下の不況はまことにその極に達してお

ります。こうしたときに、生活に逼迫しておる

ころの公務員諸君の生活の擁護に最善の努力を尽

くすということは、これは政府が当然なすべき責

任であります。そういうことを愈つて、いたずら

に口に尊重するということを言つても、われわれ

は断じて納得ができません。

以上、簡単ではございませんが、申し述べました理由によりまして、わが党といたしましては、この本法案に対しましては、断固反対の討論をいたすものであります。

以上でございます。

○中沢伊登子君 私は、民主社会党を代表いたし

まして、ただいま議題となつております給与関係三法案について反対の意を表明するものでござります。

御承知のように、政府が数年前から一貫してと

つてまいりましていわゆる高度経済成長政策なるものの破綻は、すでにその極に達しつつある觀を呈しております。年々の物価上昇、イン

フレの助長等は、一般の給与生活者をして極度に

逼迫せしめております。しかも、一般公務員はそ

の基本的な労働権をえる不當に制約を受けておりまして、これを擁護すべき立場にある人事院は、

今回も例年のごとくまととにおぎなりの勧告しか

提出していないでございます。政府は、この程

度の勧告でしたら、いわゆる完全実施するのに何

のちゅうちょもあるまいと存じておりましたが、

今回の政府提出案を見ますと、この人事院勧告をもあらに値切り倒したまことに誠意の足りない内

容なのでござります。これでは私どもといだしましても、とうてい賛成することはできません。各法律案の具体的な内容につきましては、他の委員

の方々もすでに指摘されましたように、給与の引き上げ額がはなはだ不十分なものでござります。

しかし、実施期日につきましても、当然五月までかかる

のばらなければならぬと考えられますので、こ

こに反対の意を表明して、私の討論といたします。

○委員長(柴田栄君) ほかに御意見もないよう

ですから、討論は終局したものと認めます。

それではこれより三案につきまして順次採決を行ないます。

○委員長(柴田栄君) ほかに御意見もないよう

ですから、改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

行ないます。

○委員長(柴田栄君) ほかに御意見もないよう

ですから、改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

行ないます。

○伊藤謹道君 ただいま議題となりました附帯決議案は、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかるものであります。便宜私から申し上げます。まず、附帯決議案を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

公務員給与に関する人事院勧告制度の趣旨にかかるものであります。便宜私から申し上げます。まず、附帯決議案を朗読いたします。

昭和四十二年一月八日印刷

昭和四十二年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局